

少量危険物地下タンク貯蔵所

1. 施設の構造・設備基準（火災予防条例第31条の5）

断面図(例)

- タンクの内圧が上がりすぎないように通気管を設置
- 引火点40°C未満の危険物を貯蔵する場合は、先端に引火防止網(40メッシュ)を設置。

送油管

□ 注入口、液面計

地盤面

- 消火器、標識、掲示板を設置

地下貯蔵タンク

□ タンクの外面に錆止め塗装

□ 漏洩検査管

地盤面下に設けられたコンクリート造のタンク室内に設置

□ 各配管は当該タンクの頂部に取り付け

- タンク本体は、厚さ3.2mm以上の鋼板又はこれと同等程度の強度を有する金属板等で気密に造ります。
- タンクの周囲2ヶ所以上に当該タンクからの危険物の漏れを検知するため、漏洩検査管を設置します。
- ※ 通気管先端の下方や周辺に、電気設備など着火源になるものは置かないようにしましょう。

平面図(例)

地下タンク上部の状況

漏洩検査管

マンホール

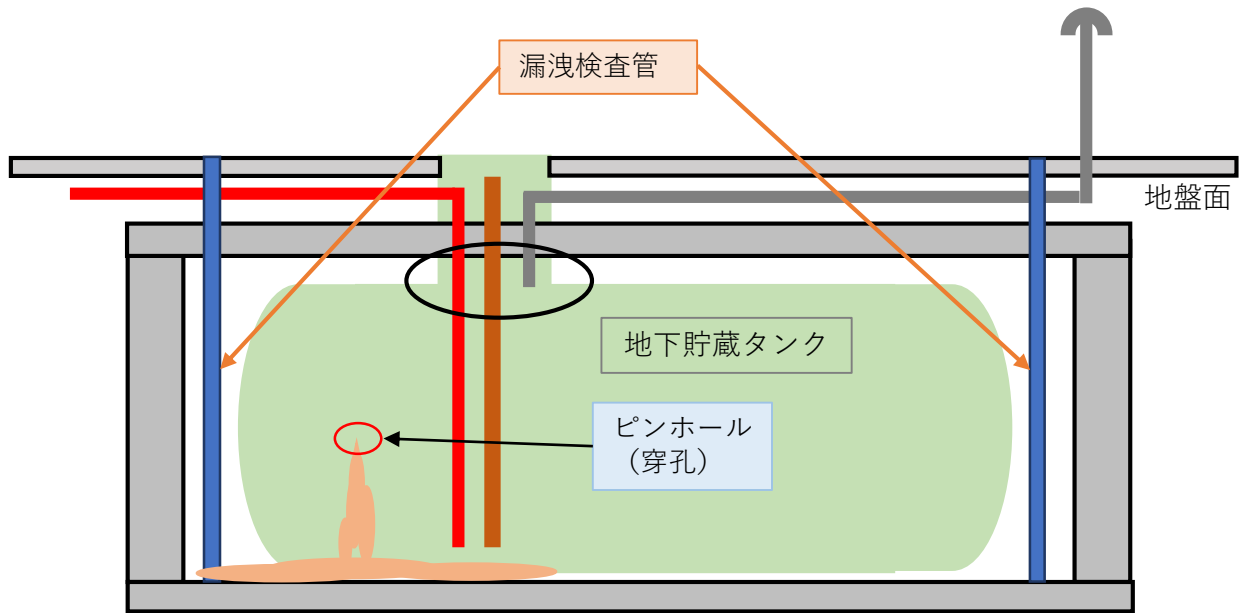
□ 注入口がマンホール内以外の場所にある場合は、液面計は注入口付近に設置

地下貯蔵タンク

- ※ 地下タンクの上部には、点検等に支障の無いよう、不要な物品等を置くのは避けましょう。

2. 事故事例及び貯蔵・取扱い時の注意点

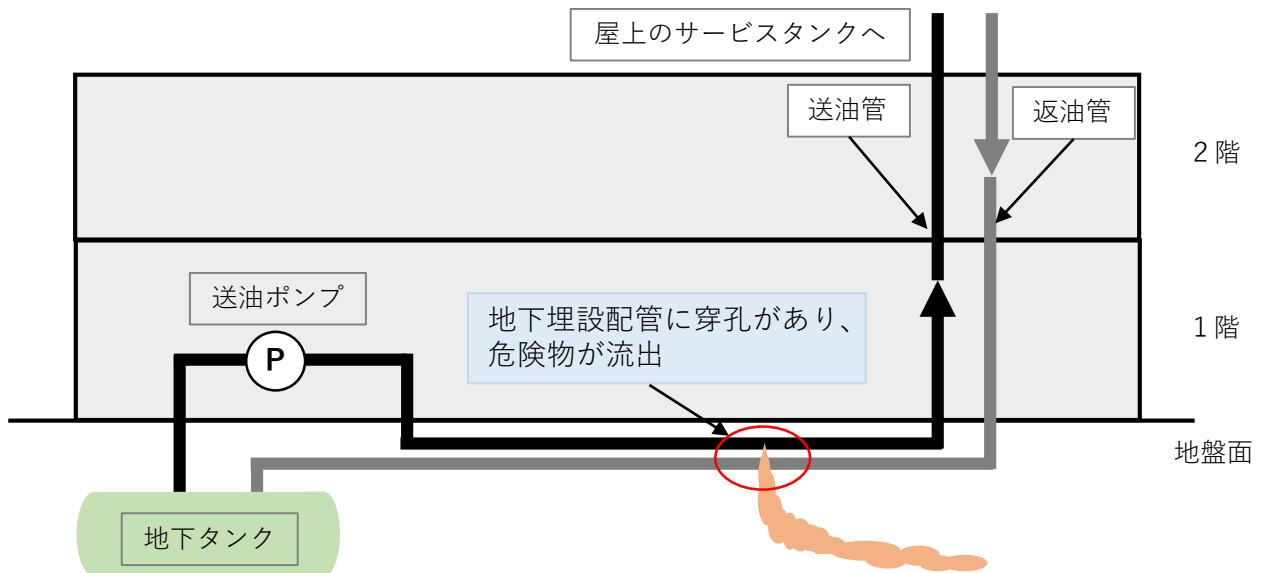
腐食による穿孔が生じ、危険物が地中に流出した事故（タンク本体）



⚠️ この事故での注意点及び教訓等

- ・流出すると、広範囲に土壌が汚染されるなど、周辺地域に大きな損害を与えてしまう場合があります。また、土壌の改良費用も大変高額になることもあります。
- ・危険物の流出を早期に覚知するため、漏洩検査管での点検は定期的に行いましょう。
- ・タンクに圧力をかける「漏れの点検」も定期的の実施しましょう。

腐食により穿孔が生じ、危険物が地中に流出した事故(地下埋設配管)



⚠️ この事故での注意点及び教訓等

- ・配管からの流出は、点検（貯蔵量・送油量等の記録・管理等）を定期的に行うことにより発見できます。日々の在庫管理をしっかりと行うことでも、早期に異常に気付くことが出来るはずですが。
- ・流出量は、危険物の貯蔵、取扱量よりも**発見されるまでの時間に大きく左右されます**。早期発見が重要です。